

# 北海道循環資源利用促進税条例の概要

北海道循環資源利用促進税条例は、平成17年12月20日に公布されました。  
 現在、総務大臣の同意を得るための協議を行っています。  
**施行は、平成18年10月1日を予定しています。**

## 循環資源利用促進税は

産業廃棄物の排出抑制及び循環資源の循環的な利用その他産業廃棄物の適正な処理に係る施策に要する経費に充てることを目的として、北海道で初めて導入する法定外目的税です。

## 税収は

産業廃棄物の排出抑制、リサイクルの促進などの施策に充てられます。  
 税収規模は、5年間で約50億円を見込んでいます。

### 【検討している施策】

- ・ 産業廃棄物の排出抑制・リサイクル促進に対する支援
- ・ リサイクル関連産業の育成・振興に対する支援

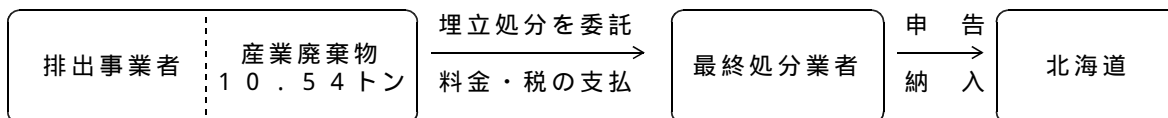
## 税制度の概要

<b>納税義務者</b>	産業廃棄物を排出する事業者						
<b>課税客体</b>	産業廃棄物の最終処分場への搬入						
<b>課税標準</b>	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量						
<b>税 率</b>	最終処分場へ搬入される産業廃棄物の重量1トン当たり、1,000円						
	<p>暫定税率                      最終処分場への産業廃棄物の搬入が、平成18年10月1日から平成20年3月31日までの期間に行われた場合は、次のとおり暫定税率が適用されます。</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">最終処分場への産業廃棄物の搬入時期</th> <th style="text-align: center;">暫定税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成18年10月1日から平成19年3月31日</td> <td style="text-align: center;">330円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成19年4月1日から平成20年3月31日</td> <td style="text-align: center;">660円</td> </tr> </tbody> </table>	最終処分場への産業廃棄物の搬入時期	暫定税率	平成18年10月1日から平成19年3月31日	330円	平成19年4月1日から平成20年3月31日	660円
	最終処分場への産業廃棄物の搬入時期	暫定税率					
	平成18年10月1日から平成19年3月31日	330円					
平成19年4月1日から平成20年3月31日	660円						
<p>自己処分に係る暫定税率                      (最終処分業者(市町村を含む。)以外の者が行う自己処分に限る。)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center;">最終処分場への産業廃棄物の搬入時期</th> <th style="text-align: center;">暫定税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td style="text-align: center;">平成18年10月1日から平成19年3月31日</td> <td style="text-align: center;">250円</td> </tr> <tr> <td style="text-align: center;">平成19年4月1日から平成20年3月31日</td> <td style="text-align: center;">500円</td> </tr> </tbody> </table>	最終処分場への産業廃棄物の搬入時期	暫定税率	平成18年10月1日から平成19年3月31日	250円	平成19年4月1日から平成20年3月31日	500円	
最終処分場への産業廃棄物の搬入時期	暫定税率						
平成18年10月1日から平成19年3月31日	250円						
平成19年4月1日から平成20年3月31日	500円						
<b>税の徴収方法</b>	<p>委託処分の場合                      最終処分場に産業廃棄物が搬入された際に、最終処分業者が特別徴収義務者として、排出事業者から税を徴収し、3か月分をまとめて道に申告納入します。</p> <p>自己処分の場合                      排出事業者が自ら設置する最終処分場に産業廃棄物を搬入した場合は、その排出事業者が3か月分をまとめて道に申告納付します。</p>						
<b>課税概要図</b>	<div style="display: flex; justify-content: space-between;"> <div style="width: 45%;"> <p style="text-align: center;"><b>【委託処分】</b></p> </div> <div style="width: 45%; border-left: 1px dashed black; padding-left: 10px;"> <p style="text-align: center;"><b>【自己処分】</b></p> </div> </div>						

## 【課税の例】

### 産業廃棄物の埋立処分を最終処分業者に委託した場合

- ・ 排出事業者は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、特別徴収義務者である最終処分業者に対して処分料金と併せて支払います。
- ・ 最終処分業者は、徴収した循環税について北海道に申告し納入します。



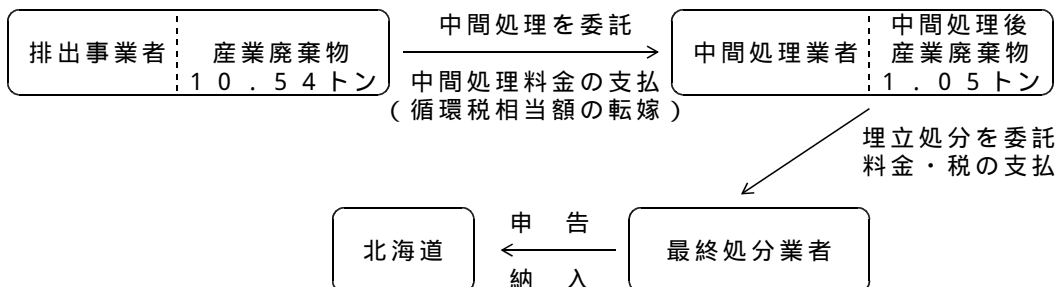
### 【排出事業者が負担する循環税額（北海道に納入される循環税額）】

$$\text{産業廃棄物 } 10.54 \text{ トン} \times \text{税率 } 330 \text{ 円} = \text{税額 } 3,478 \text{ 円}$$

税率 330 円は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの暫定税率税額の 1 円未満の端数は切り捨て

### 産業廃棄物の中間処理を中間処理業者に委託した場合

- ・ 中間処理業者は、最終処分場に搬入した産業廃棄物の重量に応じた循環税を、特別徴収義務者である最終処分業者に対して処分料金と併せて支払います。
- ・ 排出事業者が支払う中間処理料金には、中間処理後に埋立処分される産業廃棄物の重量に応じた循環税相当額が転嫁されます。
- ・ 最終処分業者は、徴収した循環税について北海道に申告し納入します。



産業廃棄物が中間処理により減量化、リサイクル等をされる割合は、産業廃棄物の種類や状態、中間処理施設の能力等によって異なります。

### 【中間処理料金に転嫁される循環税相当額（北海道に納入される循環税額）】

$$\text{中間処理後の産業廃棄物 } 1.05 \text{ トン} \times \text{税率 } 330 \text{ 円} = 346 \text{ 円}$$

税率 330 円は、平成 18 年 10 月 1 日から平成 19 年 3 月 31 日までの暫定税率税額の 1 円未満の端数は切り捨て

中間処理料金に転嫁される循環税相当額は、税そのものではなく処理料金の一部であるため、実際に転嫁される額は排出事業者と中間処理業者との協議により設定することとなります。